

場 所 (富士山景観配慮地区内の区域に限る。)		要 件	
(1) 富士吉田市	(一) 富士吉田市新倉の区域	高さが25mを超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが25mを超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
	(二) 富士吉田上市暮地の区域	高さが13mを超える建築物又は延面積が1,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが13mを超え、又はその延面積が1,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
	(三) 富士吉田市富士山世界遺産条例(平成20年富士吉田市条例第39号)第6条第1項の富士山世界遺産保全地域に指定された区域(都市計画法区域に限る。)	(イ) 国道139号線(通称上吉田本町通り)から間の川(御師の前の川)まで	高さが13mを超える建築物又は建築面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが13mを超え、又はその建築面積が10,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
		(ロ) 富士吉田市道上吉田東裏通り線、富士吉田市道東通2号線及び富士吉田市道上吉田西裏通り線から間の川まで	高さが18mを超える建築物又は建築面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが18mを超え、又はその建築面積が10,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
	(四) (一)から(三)までの区域以外の区域	高さが20mを超える建築物又は建築面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが20mを超え、又はその建築面積が10,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
(2) 身延町	(一) 森林の区域	高さが13mを超える建築物又は延面積が1,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが13mを超え、又はその延面積が1,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
	(二) 本栖湖畔の周囲道路の山側の敷地境界線から50m以内の区域及び当該周囲道路の湖側の敷地境界線によって囲まれた区域((一)の区域を除く。) ※告示により指定	高さが16mを超える建築物又は延面積が3,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが16mを超え、又はその延面積が3,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
	(三) (一)及び(二)の区域以外の区域	高さが16mを超える建築物又は建築面積が2,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが16mを超え、又はその建築面積が2,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
(3) 西桂町		高さが13mを超える建築物又は延面積が1,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが13mを超え、又はその延面積が1,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
(4) 忍野村		高さが10mを超える建築物又は建築面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが10mを超え、又はその建築面積が10,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
(5) 山中湖村	(一) 山中湖村山中字北畠、藤塚、杏木道下、萩塚、見通道下、出口道下、沖新畑、新畑及び梨ヶ原の各区域	高さが15mを超える建築物又は建築面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが15mを超え、又はその建築面積が10,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
	(二) 森林の区域((一)に掲げる区域を除く。)	高さが13mを超える建築物又は延面積が1,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが13mを超え、又はその延面積が1,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
	(三) 山中湖畔の周囲道路の山側の敷地境界線から50m以内の区域及び当該周囲道路の湖側の敷地境界線によって囲まれた区域((二)の区域を除く。)	高さが15mを超える建築物又は延面積が3,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが15mを超え、又はその延面積が3,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
	(四) 山中湖村の区域のうち(一)から(三)までの区域以外の区域	高さが15mを超える建築物又は建築面積が2,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが15mを超え、又はその建築面積が2,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
(6) 鳴沢村		高さが20mを超える建築物又は建築面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが20mを超え、又はその建築面積が10,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
(7) 富士河口湖町	(一) 富士河口湖町浅川、河口、大石、長浜、西湖、西湖西、精進及び本栖の各区域内の森林の区域	高さが13mを超える建築物又は延面積が1,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが13mを超え、又はその延面積が1,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
	(二) 西湖、精進湖、本栖湖及び河口湖の各湖畔の周囲道路の山側の敷地境界線から50m以内の区域及びこれらの周囲道路の湖側の敷地境界線によって囲まれた区域((一)の区域を除く。) ※告示により指定	高さが16mを超える建築物又は延面積が3,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが16mを超え、又はその延面積が3,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	
	(三) 富士河口湖町浅川、河口、大石、長浜、西湖、西湖西、精進及び本栖の各区域((一)及び(二)の区域を除く。)	高さが16mを超える建築物又は建築面積が2,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが16mを超え、又はその建築面積が2,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業	

(四) 富士河口湖町船津、小立、勝山及び大嵐の各区域のうち富士河口湖町景観計画において市街地・田園集落景観形成地域が設定されている区域((イ)の区域を除く。)	(イ) 富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針(以下この表において「指針」という。)第4条第2項の規定により強化の特例が適用される富士河口湖町の富士山景観形成地域	高さが15mを超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが15mを超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
	(ロ) 指針第4条第2項の規定により強化の特例が適用される富士河口湖町の富士五湖景観形成地域	高さが16mを超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが16mを超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
	(ハ) 指針第4条第2項の規定により強化の特例が適用される富士河口湖町の市街地	高さが18mを超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが18mを超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
(五) 富士河口湖町船津、小立、勝山及び大嵐の各区域内の国立公園特別地域(河口湖の南岸の湖岸線と国道139号線との間に存するもの)に限り、(二)の区域内に存する国立公園特別地域を除く。)		高さが16mを超える建築物又は建築面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが16mを超え、又はその建築面積が10,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
(六) (一)から(五)までの区域以外の区域	(イ) 指針第4条第2項の規定により強化の特例が適用される富士河口湖町の富士五湖景観形成地域	高さが16mを超える建築物又は建築面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが16mを超え、又はその建築面積が10,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業
	(ロ) (イ)の区域以外の区域	高さが15mを超える建築物又は建築面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築(増築後において、その高さが15mを超え、又はその建築面積が10,000㎡を超えるものとなる場合における増築を含む。)の事業

(備考)

- 1 「建築物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、例簿、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。
- 2 「新築」とは、建築物を新たに土地に定着させる行為をいう。
- 3 「増築」とは、既に土地に定着している建築物の高さ、延面積又は建築面積を増加させる行為をいう。
- 4 「建築物の高さ」とは、建築物(避雷針を除く。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。
- 5 「建築面積」とは、建築物の地上部分の水平投影面積をいう。
- 6 「森林」とは、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林をいう。